

# 障害福祉サービス利用までの流れ

**【相談】** 市役所福祉課や相談支援事業所に相談します。

**【事業所（施設）の見学】** 通所や入所の場合は、事業所等の見学をします。

**【申請】** サービス利用を希望する場合は、市役所福祉課に申請します。

**【障害支援区分認定調査】**  
市役所の調査員と面接し、本人や家族の状況、本人の心身の状況に関する項目（80項目）等を調査します。

＜介護給付＞利用

＜訓練等給付＞利用

**【医師意見書】**  
主治医に心身の状況等の意見を求めます。

**【障害支援区分認定審査会】**  
調査結果や医師意見書などを踏まえ、支援の必要度の認定を行います。（非該当、区分1～区分6）

**【サービス等利用計画案作成】**  
相談支援事業所と契約し、本人や家族の状況や希望などから、相談しながら必要な支援について一緒に計画案を立てます。

**【支給決定】** 市役所が、本人や家族の状況、利用計画案等から、サービスの支給量などを決定します。

**【サービス等利用計画作成】**  
決定した内容に基づき、本人および家族、サービス提供事業所、相談支援事業所と連絡・調整（支援会議）を行い、サービス利用計画を作成します。

**【サービス利用開始】** サービス提供事業所と契約を結び、利用を開始します。

**【モニタリング】**  
一定期間ごとに相談支援事業所が利用状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

※ 流れの順番は、前後することがあります。